

2 令和3年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり公表します。

(1) 総括表

(単位：%)

区分	法適用企業		法非適用企業
	宅地造成事業以外		宅地造成事業以外
	上水道事業	公共下水道事業	農業集落排水事業
資金不足比率	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと		

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参考> 比率の概要

区分	概要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものです。